

第19号議案関係資料

「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律53号。以下「建築物省エネ法」）が令和元年5月17日に一部改正された。それに伴い、品川区手数料条例の別表（第2条関係）の改正を行う必要があるため。

2. 改正内容

本条例で定める都市の低炭素化の促進に関する法律および建築物省エネ法に基づく認定・判定手数料の規定は、建築物省エネ法の条項を引用していることから、当該手数料の金額に係る部分の改正を行う。

1) 建築物省エネ法の改正内容（手数料見直しに係るもの）[別紙1]

- (1) 省エネ性能向上計画認定に係る容積率特例の拡充
(別表60の3の2、60の3の3、60の4、60の5)
- (2) 省エネ性能評価方法の簡素化
 - ①住宅に係る簡易な省エネ性能の評価方法の追加（別表60の6）
 - ②共同住宅の共用部分を除外する省エネ性能評価方法の追加
(別表60の2、60の3、60の4、60の5、60の6)

2) 改正する手数料 [別紙2]

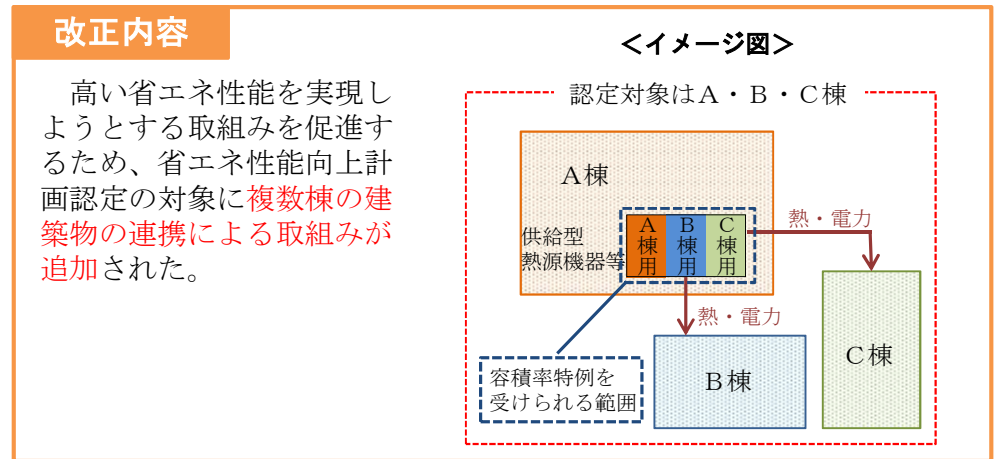
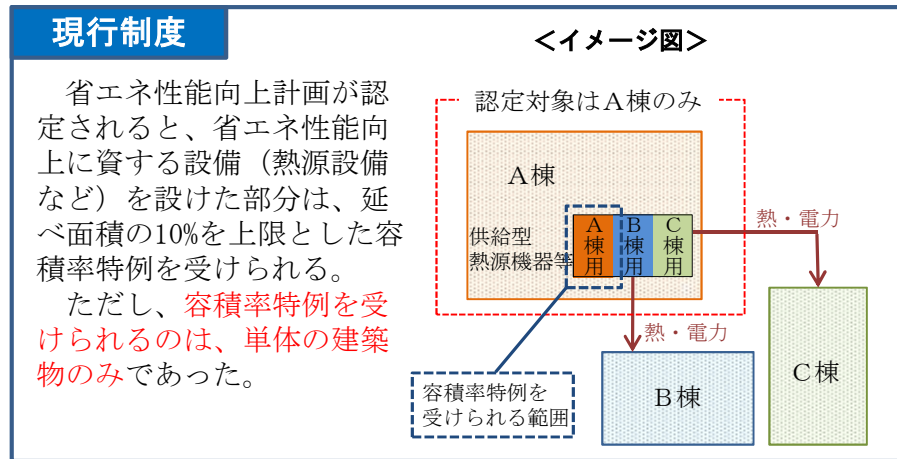
- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 別表60の2 (P.1~22)
- (2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 別表60の3 (P.22~42)
- (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 別表60の3の2(P.42~51)
- (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 別表60の3の3 (P.51~58)
- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 別表60の4 (P.58~73)
- (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 別表60の5 (P.73~87)
- (7) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 別表60の6 (P.87~108)

3. 施行期日

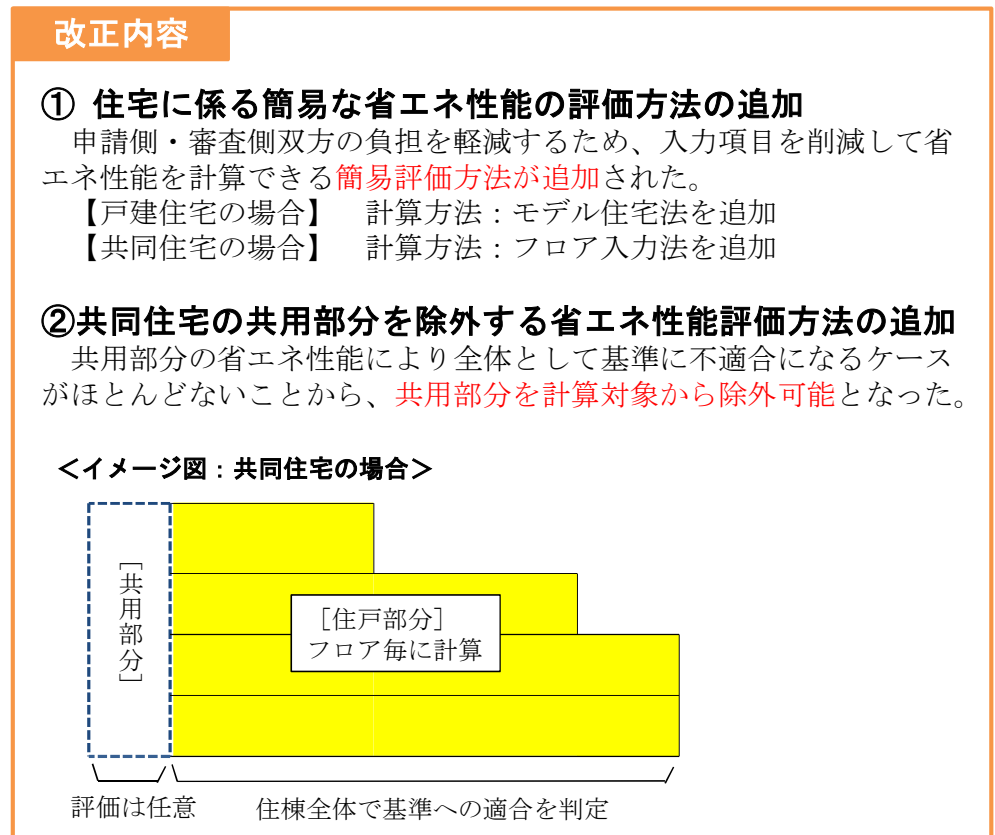
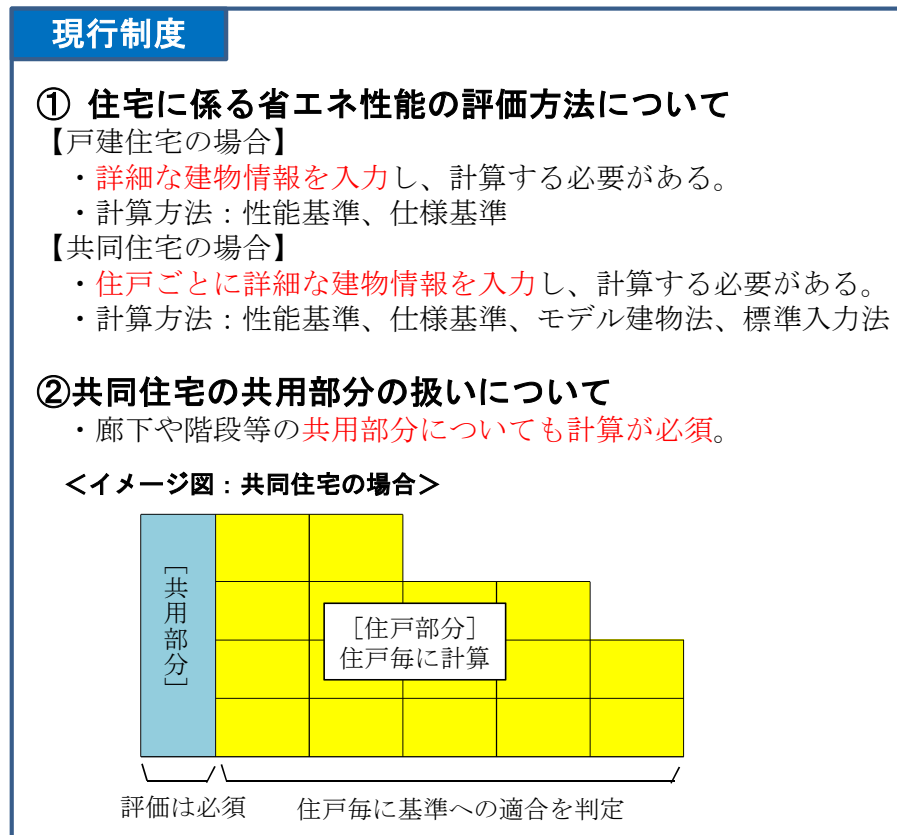
令和2年4月1日

建築物省エネ法の改正内容(手数料見直しに係るもの)

(1) 省エネ性能向上計画認定に係る容積率特例の拡充



(2) 省エネ性能評価方法の簡素化



品川区手数料条例新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(4) 健康推進部関係				(4) 健康推進部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
1から16まで 省略				1から16まで 省略			
17 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	7,400円	更新申請のとき。	17 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物または劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	7,400円	更新申請のとき。
18から52まで 省略				18から52まで 省略			
(5) 都市環境部関係				(5) 都市環境部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
1から60まで 省略				1から60まで 省略			
60の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1	認定申請のとき。	60の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1	認定申請のとき。

新		旧	
	<p>号エもしくはオ<u>もしくは第2号エ</u>もしくはオに規定する部分が存在しない<u>場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は</u>、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造</p>		<p>号エもしくはオ<u>または第2号エ</u>もしくはオに規定する部分が存在しない<u>場合は</u>、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を</p>

新				旧			
		<p>計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請</p>				<p>加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの</p>	

新				旧			
			<p>のとき。</p> <p>(ア) 申請する戸数が1のもの 4,700円</p> <p>(イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 9,400円</p> <p>(ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 16,000円</p> <p>(エ) 同時に申請する戸数が11以上25以下のもの 27,000円</p> <p>(オ) 同時に申請する戸数が26以上50以下のもの 45,000円</p> <p>(カ) 同時に申請する戸数が51</p>				<p>4,700円</p> <p>(イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 9,400円</p> <p>(ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 16,000円</p> <p>(エ) 同時に申請する戸数が11以上25以下のもの 27,000円</p> <p>(オ) 同時に申請する戸数が26以上50以下のもの 45,000円</p> <p>(カ) 同時に申請する戸数が51</p> <p>(キ) 同時に</p>

新				旧			
			<p>以上100以下のもの 82,000円 (キ) 同時に申請する戸数が101以上200以下のもの 131,000円 (ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの 170,000円 (ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの 185,000円</p> <p>ウ 共同住宅等のうち一の建築物の住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1</p>				<p>に申請する戸数が101以上200以下のもの 131,000円 (ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの 170,000円 (ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの 185,000円</p> <p>ウ 共同住宅等のうち一の建築物の住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1のもの 4,700円 (イ) 1棟の総戸数が2</p>

新				旧			
			のもの 4, 700円 (イ) 1棟の 総戸数が2 以上5以下 のもの 9, 400円 (ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以 下のもの 16,000円 (エ) 1棟の 総戸数が1 1以上25以 下のもの 27,000円 (オ) 1棟の 総戸数が2 6以上50以 下のもの 45,000円 (カ) 1棟の 総戸数が5 1以上100 以下のもの 82,000円 (キ) 1棟の 総戸数が1 01以上200 以下のもの 131,000				以上5以下 のもの 9, 400円 (ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以 下のもの 16,000円 (エ) 1棟の 総戸数が1 1以上25以 下のもの 27,000円 (オ) 1棟の 総戸数が2 6以上50以 下のもの 45,000円 (カ) 1棟の 総戸数が5 1以上100 以下のもの 82,000円 (キ) 1棟の 総戸数が1 01以上200 以下のもの 131,000 円 (ク) 1棟の 総戸数が2 01以上300

新				旧			
			<p>円 (ク) 1棟の 総戸数が2 01以上300 以下のもの 170,000 円 (ケ) 1棟の 総戸数が3 01以上の もの 185, 000円</p> <p>エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分 (住宅の用途 に供する共用 廊下、共用階 段その他の共 用部分をい う。以下同 じ。)に係る 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9, 300円 (イ) 当該</p>				<p>以下のもの 170,000 円 (ケ) 1棟の 総戸数が3 01以上の もの 185, 000円</p> <p>エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分 (住宅の用途 に供する共用 廊下、共用階 段その他の共 用部分をい う。以下同 じ。)に係る 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9, 300円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超</p>

新				旧			
			部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が				え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が

新				旧			
			<p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうちの建築物の住宅でない部分（住戸の部分および共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,</p>				<p>メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうちの建築物の住宅でない部分（住戸の部分および共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>

新				旧			
			<p>300円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>(オ) 当該</p>				<p>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを</p>

新				旧			
			<p>部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,</p>				<p>超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p>

新				旧			
			000平方メートル以内のもの 2 6,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円 (エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円 (オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円 (カ) 建築				(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円 (エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円 (オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円 (カ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超える

新				旧			
			<p>物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>(2) 第1号の場合 以外の場合 ア 一戸建ての住宅のとき。 35,000円 イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの 35,000円 (イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 69,000円 (ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 97,000円 (エ) 同時に</p>				<p>もの 200,000円</p> <p>(2) 第1号の場合 以外の場合 ア 一戸建ての住宅のとき。 35,000円 イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの 35,000円 (イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 69,000円 (ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 97,000円 (エ) 同時に申請する戸数が11以上25以下のもの</p>

新				旧			
			に申請する 戸数が11 以上25以 下のもの 137,000円 (オ) 同時 に申請する 戸数が26 以上50以 下のもの 197,000円 (カ) 同時 に申請する 戸数が51 以上100以 下のもの 283,000円 (キ) 同時 に申請する 戸数が101 以上200以 下のもの 385,000円 (ク) 同時 に申請する 戸数が201 以上300以 下のもの 508,000円 (ケ) 同時 に申請する 戸数が301				137,000円 (オ) 同時 に申請する 戸数が26 以上50以 下のもの 197,000円 (カ) 同時 に申請する 戸数が51 以上100以 下のもの 283,000円 (キ) 同時 に申請する 戸数が101 以上200以 下のもの 385,000円 (ク) 同時 に申請する 戸数が201 以上300以 下のもの 508,000円 (ケ) 同時 に申請する 戸数が301 以上のもの 600,000 円 ウ 共同住宅等

新				旧			
			<p>以上のもの 600,000 円</p> <p>ウ 共同住宅等 のうちの建 築物の住戸の 部分に係る申 請のとき。</p> <p>(ア) 1棟の 総戸数が1 のもの 3 5,000円</p> <p>(イ) 1棟の 総戸数が2 以上5以下 のもの 6 9,000円</p> <p>(ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以 下のもの 97,000円</p> <p>(エ) 1棟の 総戸数が1 1以上25以 下のもの 137,000円</p> <p>(オ) 1棟の 総戸数が2 6以上50以 下のもの 197,000円</p>				<p>のうちの建 築物の住戸の 部分に係る申 請のとき。</p> <p>(ア) 1棟の 総戸数が1 のもの 3 5,000円</p> <p>(イ) 1棟の 総戸数が2 以上5以下 のもの 6 9,000円</p> <p>(ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以 下のもの 97,000円</p> <p>(エ) 1棟の 総戸数が1 1以上25以 下のもの 137,000円</p> <p>(オ) 1棟の 総戸数が2 6以上50以 下のもの 197,000円</p> <p>(カ) 1棟の 総戸数が5 1以上100 以下のもの</p>

新				旧			
			(カ) 1棟の 総戸数が5 1以上100 以下のもの 283,000 円 (キ) 1棟の 総戸数が1 01以上200 以下のもの 385,000 円 (ク) 1棟の 総戸数が2 01以上300 以下のもの 508,000 円 (ケ) 1棟の 総戸数が3 01以上の もの 600, 000円 エ 共同住宅等 のうちの建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が				283,000 円 (キ) 1棟の 総戸数が1 01以上200 以下のもの 385,000 円 (ク) 1棟の 総戸数が2 01以上300 以下のもの 508,000 円 (ケ) 1棟の 総戸数が3 01以上の もの 600, 000円 エ 共同住宅等 のうちの建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 1 09,000円

新				旧			
			<p>300平方メートル以内のもの 109,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内</p>				<p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面</p>

新				旧			
			<p>のもの 3 59,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 4 29,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円 オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 2</p>				<p>積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 4 29,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円 オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 2 42,000円 (イ) 当該部分の床面積の合計が</p>

新				旧			
			42,000円				300平方メ
			(イ) 当該				ートルを超
			部分の床面				え、2,000
			積の合計が				平方メー
			300平方メ				トル以内の
			ートルを超				もの 384,00
			え、2,000				0円
			平方メート				(ウ) 当該
			ル以内のも				部分の床面
			の 384,00				積の合計が
			0円				2,000平方
			(ウ) 当該				メートルを
			部分の床面				超え、5,00
			積の合計が				0平方メー
			2,000平方				トル以内の
			メートルを				もの 546,
			超え、5,00				000円
			0平方メー				(エ) 当該
			トル以内の				部分の床面
			もの 546,				積の合計が
			000円				5,000平方
			(エ) 当該				メートルを
			部分の床面				超え、10,0
			積の合計が				00平方メ
			5,000平方				ートル以内
			メートルを				のもの 6
			超え、10,0				70,000円
			00平方メ				(オ) 当該
			ートル以内				部分の床面
			のもの 6				積の合計が
			70,000円				10,000平方
			(オ) 当該				メートルを

新				旧			
			部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円 カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 242,000円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル				超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円 カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 242,000円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 3

新				旧			
			<p>を超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p>				<p>84,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>(カ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p>

新				旧			
		(カ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円				ルを超えるもの 900,000円	
60の3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオ <u>もしくは第2号エ</u> もしくはオに規定する部分が存在しない <u>場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は</u> 、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額	変更認定申請のとき。	60の3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオ <u>または第2号エ</u> もしくはオに規定する部分が存在しない <u>場合は</u> 、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額）とし、変更	変更認定申請のとき。

新				旧			
			<p>は、一の建築物の申請の場合により算出した額)とし、変更認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を</p>				<p>認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に</p>

新				旧			
			<p>加えた額) の手数料を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。 3,300円</p> <p>イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 申請する戸数が1のもの 3,300円</p> <p>(イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 6,600円</p> <p>(ウ) 同時に申請する</p>				<p>併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。 3,300円</p> <p>イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 申請する戸数が1のもの 3,300円</p> <p>(イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 6,600円</p> <p>(ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 1</p>

新				旧			
			戸数が6以上10以下のもの 1,000円 (エ) 同時に申請する戸数が11以上25以下のもの 19,000円 (オ) 同時に申請する戸数が26以上50以下のもの 32,000円 (カ) 同時に申請する戸数が51以上100以下のもの 58,000円 (キ) 同時に申請する戸数が101以上200以下のもの 93,000円 (ク) 同時に申請する戸数が201以上300以				1,000円 (エ) 同時に申請する戸数が11以上25以下のもの 19,000円 (オ) 同時に申請する戸数が26以上50以下のもの 32,000円 (カ) 同時に申請する戸数が51以上100以下のもの 58,000円 (キ) 同時に申請する戸数が101以上200以下のもの 93,000円 (ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの 122,000円 (ケ) 同時

新				旧			
			<p>下のもの 122,000円 (ケ) 同時 に申請する 戸数が301 以上のもの 134,000 円 ウ 共同住宅等 のうち一の建 築物の住戸の 部分に係る申 請のとき。 (ア) 1棟の 総戸数が1 のもの 3, 300円 (イ) 1棟の 総戸数が2 以上5以下 のもの 6, 600円 (ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以 下のもの 11,000円 (エ) 1棟の 総戸数が1 1以上25以 下のもの 19,000円</p>				<p>に申請する 戸数が301 以上のもの 134,000 円 ウ 共同住宅等 のうち一の建 築物の住戸の 部分に係る申 請のとき。 (ア) 1棟の 総戸数が1 のもの 3, 300円 (イ) 1棟の 総戸数が2 以上5以下 のもの 6, 600円 (ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以 下のもの 11,000円 (エ) 1棟の 総戸数が1 1以上25以 下のもの 19,000円 (オ) 1棟の 総戸数が2 6以上50以</p>

新				旧			
			(オ) 1棟の 総戸数が2 6以上50以 下のもの 32,000円 (カ) 1棟の 総戸数が5 1以上100 以下のもの 58,000円 (キ) 1棟の 総戸数が1 01以上200 以下のもの 93,000円 (ク) 1棟の 総戸数が2 01以上300 以下のもの 122,000 円 (ケ) 1棟の 総戸数が3 01以上の もの 134, 000円 エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。				下のもの 32,000円 (カ) 1棟の 総戸数が5 1以上100 以下のもの 58,000円 (キ) 1棟の 総戸数が1 01以上200 以下のもの 93,000円 (ク) 1棟の 総戸数が2 01以上300 以下のもの 122,000 円 (ケ) 1棟の 総戸数が3 01以上の もの 134, 000円 エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が

新				旧			
			<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを</p>				<p>300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内</p>

新				旧			
			<p> 超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 12,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が </p>				<p> のもの 88,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 12,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6, </p>

新				旧			
			<p>300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内</p>				<p>500円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 8,000円</p> <p>(オ) 当該</p>

新				旧			
			<p>のもの 8 8,000円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 12,000円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 140,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 6,500円 (イ) 建築 物の延べ面</p>				<p>部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 12,000円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 140,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 6,500円 (イ) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル を超え、2,</p>

新				旧			
			積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円 (エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円 (オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以				000平方メートル以内のもの 18,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円 (エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円 (オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円 (カ) 建築

新				旧			
			<p>内のもの 112,000円 (カ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p> <p>(2) 第1号の場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅のとき。18,000円 イ 共同住宅等のうちの住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの 18,000円 (イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 37,000円 (ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下</p>				<p>物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p> <p>(2) 第1号の場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅のとき。18,000円 イ 共同住宅等のうちの住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの 18,000円 (イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 37,000円 (ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 52,000円 (エ) 同時に</p>

新				旧			
			<p>のもの 5 2,000円 (エ) 同時 に申請する 戸数が11 以上25以 下のもの 74,000円 (オ) 同時 に申請する 戸数が26 以上50以 下のもの 108,000円 (カ) 同時 に申請する 戸数が51 以上100以 下のもの 159,000円 (キ) 同時 に申請する 戸数が101 以上200以 下のもの 221,000円 (ク) 同時 に申請する 戸数が201 以上300以 下のもの 291,000円</p>				<p>に申請する 戸数が11 以上25以 下のもの 74,000円 (オ) 同時 に申請する 戸数が26 以上50以 下のもの 108,000円 (カ) 同時 に申請する 戸数が51 以上100以 下のもの 159,000円 (キ) 同時 に申請する 戸数が101 以上200以 下のもの 221,000円 (ク) 同時 に申請する 戸数が201 以上300以 下のもの 291,000円 (ケ) 同時 に申請する 戸数が301</p>

新				旧			
			(ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの 342,000円 ウ 共同住宅等のうち一の建築物の住戸の部分に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1のもの 1 8,000円 (イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 3 7,000円 (ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 52,000円 (エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 74,000円 (オ) 1棟の総戸数が2				以上のもの 342,000円 ウ 共同住宅等のうち一の建築物の住戸の部分に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1のもの 1 8,000円 (イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 3 7,000円 (ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 52,000円 (エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 74,000円 (オ) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 108,000円

新				旧			
			<p>6以上50以下のもの 108,000円 (カ) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 159,000円 (キ) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 221,000円 (ク) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 291,000円 (ケ) 1棟の総戸数が301以上のもの 342,000円</p> <p>エ 共同住宅等のうち一の建築物の共用廊下等の部分に係る申請のとき。</p>				<p>(カ) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 159,000円 (キ) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 221,000円 (ク) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 291,000円 (ケ) 1棟の総戸数が301以上のもの 342,000円</p> <p>エ 共同住宅等のうち一の建築物の共用廊下等の部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が</p>

新				旧			
			<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを</p>				<p>300平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを</p>

新				旧			
			<p>超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>のもの 205,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p> <p>300平方メートル以内のもの 1</p>

新				旧			
			<p>300平方メートル以内のもの 1 23,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内</p>				<p>23,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円</p> <p>(オ) 当該</p>

新				旧			
			<p>のもの 3 61,000円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 4 27,000円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 491,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 123,000 円 (イ) 建築</p>				<p>部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 4 27,000円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 491,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 123,000 円 (イ) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル</p>

新				旧			
			物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円 (エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円 (オ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方				を超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円 (エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円

新				旧			
		メートル以内のもの 427,000円 (カ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円				(カ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円	
60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）とを含む建築物をいう。次項および6	計画提出または計画通知のとき。	60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）とを含む建築物をいう。次項および6	計画提出または計画通知のとき。

新				旧			
			<p>0の7の項において同じ。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出し</p>				<p>0の7の項において同じ。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出し</p>

新				旧			
			<p>た額とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。）の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が適</p>				<p>た額とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。）の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が適</p>

新				旧			
		<p>用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、<u>同法第29条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。)</u>について、<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定(以下この項、次項および60の5の項において「性能向上計画認定」という。)</u>を受けた場合(エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。)の手数料の額は、<u>第1号に掲げる額と同額)</u></p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計</p>				<p>用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額)</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円 ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の</p>	

新				旧			
			<p>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方</p>				<p>もの 128,000円</p> <p>エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p> <p>(2) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合</p> <p>ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。60の4の項および60の6の項に</p>

新				旧			
			<p>メートル以上のもの 201,000円</p> <p>(2) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合</p> <p>ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。60の4の項および60の6の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項および60の4の項において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的</p>				<p>において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項および60の4の項において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。）による時。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの145,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面</p>

新				旧			
			<p>な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。) によるとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以</p>				<p>積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方</p>

新				旧			
			<p>上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円</p> <p>イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。）による</p>				<p>メートル以上のもの 435,000円</p> <p>イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。）による</p> <p>とき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方</p>

新				旧			
			び60の7の項 において同 じ。)による とき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 367,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円 (ウ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000				方メートル 未満のもの 523,700 円 (ウ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000 円 (エ) 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 763,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 871,000円

新				旧			
		円 (エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 円 (オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円					
60の3の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として	変更計画提出または変更計画通知のとき。	60の3の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として	変更計画提出または変更計画通知のとき。

新				旧			
			<p>取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であつて、その床面積に対する常時外気に対する開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築ま</p>				<p>取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であつて、その床面積に対する常時外気に対する開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築ま</p>

新			旧		
		<p>たは改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、<u>他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額</u>）</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>			<p>たは改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額)</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 ウ 当該部分の</p>

新				旧			
			<p>の 19,100円</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 非住宅部分</p>				<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合</p> <p>ア モデル建物法によるとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p>

新				旧			
		<p>の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合</p> <p>ア モデル建物法によるとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平</p>				<p>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平</p>	

新				旧			
			方メートル 未満のもの 216,000 円 (エ) 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円 イ 標準入力法 等によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの				方メートル 未満のもの 260,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円 イ 標準入力法 等によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 257,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 366,700

新				旧			
			<p>257,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>366,700円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>453,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>535,000円</p> <p>(オ) 当該</p>				<p>円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>453,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>535,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>610,000円</p>

新				旧			
		部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 610,000円					
60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（ <u>共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額</u> ）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数	認定申請のとき。	60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数	認定申請のとき。

新		旧	
	<p>料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を</p>		<p>料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額) とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降</p>

新				旧			
			<p><u>合算した額)とし、認定申請に併せて同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額</u></p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関</p>				<p>機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,</p>

新				旧			
		<p>する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p>				<p>700円</p> <p>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。</p>	

新				旧			
		<p>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p>	

新				旧			
			<p>300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が 300平方メ</p>				<p>エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(エ) 当該</p>

新				旧			
			<p>メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(オ) 当該</p>				<p>部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>(ア) 当該住宅の床面</p>

新				旧			
			部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の場合 ア 一戸建て住宅のとき。 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 3 4,400円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上				積の合計が200平方メートル未満のもの 3 4,400円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3 8,400円 イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。 (ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 9,100円 (イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

新				旧			
			<p>のもの 3 8,400円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 9,100円</p> <p>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</p> <p>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000</p>				<p>116,000円</p> <p>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円</p> <p>(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 9,100円</p> <p>(イ) 当該</p>

新				旧			
			<p>円</p> <p>(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面</p>				<p>部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円</p> <p>エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法(一次エネルギー</p>

新				旧			
			<p>積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 196,000 円</p> <p>(エ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 281,000円</p> <p>エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る モデル建物法 (一次エネル ギー消費量の 算出に用いる べき標準的な 建築物および 省令第10条 第1号イ(1)の 屋内周囲空間 の年間熱負荷 (以下この項 において「屋</p>				<p>ギー消費量の 算出に用いる べき標準的な 建築物および 省令第10条 第1号イ(1)の 屋内周囲空間 の年間熱負荷 (以下この項 において「屋 内周囲空間の 年間熱負荷」 という。)の 算出に用いる べきものとし て国土交通大 臣が定める建 築物を用いて 評価する方法 をいう。次項 において同 じ。)による 場合の申請の とき。</p> <p>(ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 8 7,100円</p> <p>(イ) 当該</p>

新				旧			
			<p>内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積</p>				<p>部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方</p>

新				旧			
			積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 235,700 円 (エ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 371,000 円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方				メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 371,000 円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 435,000円 オ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 標準入力法等 (実際の設計 仕様の条件を 基に算定した 一次エネルギー 消費量およ び屋内周囲空 間の年間熱負 荷を用いて評 価する方法を いう。次項に おいて同じ。) による場合の 申請のとき。

新				旧			
			<p>メートル以上のもの 435,000円</p> <p>オ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2 27,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2 27,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平</p>

新				旧			
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 367,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平				方メートル未満のもの 646,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円

新				旧			
		方メートル未満のもの 763,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円					
60の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（ <u>共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額</u> ）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）	変更認定申請のとき。	60の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額	変更認定申請のとき。

新			旧		
		とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則			とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)とし、認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2

新				旧			
		<p>(平成28年国土交通省令第5号)第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額(性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる額と同額)とし、認定申請に併せて同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算</p>				<p>の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。 3,700円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築</p>	

新				旧			
		<p>基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>3,700円</p>				<p>物のうち住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方</p>	

新				旧			
		<p>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(エ) 当該住戸の床面</p>				<p>メートル以上のもの 57,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>	

新				旧			
			<p>積の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 57,000円</p> <p>ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の住宅 部分に係る申 請のとき。</p> <p>(ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 6, 900円</p> <p>(イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以</p>				<p>未満のもの 32,000円</p> <p>(エ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 57,000円</p> <p>エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。</p> <p>(ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 6, 900円</p> <p>(イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 19,100円</p> <p>(ウ) 当該</p>

新				旧			
			<p>上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>				<p>部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以</p>

新				旧			
			<p>19,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>56,400円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>90,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>113,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>上のもの</p> <p>141,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2</p> <p>4,200円</p> <p>(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2</p> <p>7,000円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</p> <p>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4</p> <p>8,500円</p>

新				旧			
			<p>25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合 ア 一戸建て住宅のとき。 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,200円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。 (ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満</p>				<p>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円 (ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円 (エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円 ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の住宅部分に係る申請のとき。</p>

新				旧			
			<p>のもの 4 8,500円</p> <p>(イ) 当該 住戸の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 81,000円</p> <p>(ウ) 当該 住戸の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 138,000 円</p> <p>(エ) 当該 住戸の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 197,000円</p> <p>ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の住宅</p>				<p>(ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 4 8,500円</p> <p>(イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 81,000円</p> <p>(ウ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 138,000 円</p> <p>(エ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの</p>

新				旧			
			部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方				197,000円 エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル

新				旧			
			<p>メートル以上のもの 197,000円</p> <p>エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以</p>				<p>未満のもの 165,100円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円</p> <p>オ 一戸建て住宅以外の建築</p>

新				旧			
			<p>上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円</p>				<p>物のうち一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円</p>

新				旧			
			<p>オ 一戸建て住宅以外の建築物のうちの一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>				<p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円</p>

新				旧			
		366,700 円 (エ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの					
		453,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの					
		535,000 円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの					
		610,000円					
60の6 建築物のエ ネルギー消費性能	建築物エ ネルギー	次に掲げる区分に 応じて、次に掲げ	認定申 請のと	60の6 建築物のエ ネルギー消費性能	建築物エ ネルギー	次に掲げる区分に 応じて、次に掲げ	認定申 請のと

新				旧			
<p>の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</p>	<p>る額（住宅部分の額（<u>共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額</u>）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。））</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>5,100円</p>	<p>き。</p>	<p>の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</p>	<p>る額（住宅部分の額および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。））</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>5,100円</p> <p>イ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メ</p>	<p>き。</p>

新				旧			
		<p>イ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>一戸建て住宅以外の建築物のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分のとき。</p>	

新				旧			
			<p>5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>				<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル</p>

新				旧			
			<p>80,400円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>128,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>161,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>201,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のうち性能</p>				<p>未満のもの</p> <p>128,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>161,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>201,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のうち性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。</p>

新				旧			
			<p>基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)および同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円</p> <p><u>イ 一戸建て住宅のうちモデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)および同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合の申請</u></p>				<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円</p> <p><u>イ</u> 一戸建て住宅のうち仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</p>

新				旧			
			<p><u>のとき。</u></p> <p><u>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</u> <u>7,700円</u></p> <p><u>(イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のも 1</u> <u>9,100円</u></p> <p><u>ウ</u> 一戸建て住宅のうち仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)および同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この項において同じ。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満</p>				<p>7,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のも 1 9,100円</p> <p><u>ウ</u> 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)または同項第3号に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 9,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メ</p>

新				旧			
		<p>のもの 1 7,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上</p> <p>のもの 1 9,100円</p> <p><u>エ</u> 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)もしくは(ii)および同号ロ(1)または同項第3号に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満</p> <p>のもの 6 9,100円 (イ) 当該</p>				<p>メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 116,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円</p> <p><u>エ</u> 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって仕様基準による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p>	

新				旧			
			部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 116,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの 281,000円 <u>オ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であってフロア入力法（省令第1条第1項第2号イ</u>				300平方メートル未満のもの 3 3,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 58,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの 157,000円 <u>オ 一戸建て住宅以外の建築</u>

新				旧			
			<u>(2) (ii) および同号ロ(2)に定める基準をいう。)</u> <u>による場合の申請のとき。</u> <u>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3,100円</u> <u>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円</u> <u>円</u>				物の非住宅部分であってモデル建物法による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円 (エ) 当該

新				旧			
		<p><u>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの157,000円</u></p> <p><u>カ</u> 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって仕様基準による場合の申請のとき。<u>この場合において、共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により手数料の額を算出する。</u></p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円</p>				<p>部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円</p> <p><u>カ</u> 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分であって標準入力法等による場合の申</p>	

新				旧			
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円 主 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分であってモデル建物法による場合の申				請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2 27,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以

新				旧			
			<p>請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以</p>				<p>上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>

新				旧			
			<p>上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円</p> <p><u>ク</u> 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分であって標準入力法等による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p>				

新				旧			
			300平方メ ートル未満 のもの 2 27,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 367,100円 (ウ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円 (エ) 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000				

新				旧			
		円 (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円					
		円 (カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円					
60の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として	交付申請のとき。	60の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として	交付申請のとき。

新				旧			
			<p>取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であつて、その床面積に対する常時外気に対する開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築ま</p>				<p>取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であつて、その床面積に対する常時外気に対する開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築ま</p>

新				旧			
		<p>たは改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額）</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合</p> <p>ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>ウ 当該部分の</p>				<p>たは改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額）</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合</p> <p>ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>ウ 当該部分の</p>	

新				旧			
			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 非住宅部分の用途が工場等以外の非住宅部分の場合</p> <p>ア モデル建物法によるとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 非住宅部分の用途が工場等以外の非住宅部分の場合</p> <p>ア モデル建物法によるとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p>

新				旧			
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 102,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 102,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平

新				旧			
			方メートル 未満のもの 260,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円 イ 標準入力法 等によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 257,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 366,700				方メートル 未満のもの 260,000 円 (オ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円 イ 標準入力法 等によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 257,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 366,700

新				旧			
		円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000				円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000	
		円 (エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000				円 (エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000	
		円 (オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円				円 (オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円	
<p><u>付 則</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>							